

第 6 回

さいたま市・岩槻市任意合併協議会次第

日 時：平成 16 年 2 月 6 日（金）午後 2 時

場 所：浦和コルソホール

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 提案事項

- | | |
|----------|---------------------------------------|
| 提案第 1 号 | 埼玉葛清掃組合と埼玉葛斎場組合の一部事務組合に関する課題解決の方針について |
| 提案第 2 号 | 条例・規則の取扱いについて |
| 提案第 3 号 | 一部事務組合等の取扱いについて |
| 提案第 4 号 | 使用料・手数料等の取扱いについて |
| 提案第 5 号 | 公共的団体等の取扱いについて |
| 提案第 6 号 | 補助金・交付金等の取扱いについて |
| 提案第 7 号 | 国民健康保険事業の取扱いについて |
| 提案第 8 号 | 消防団の取扱いについて |
| 提案第 9 号 | 社会福祉事業の取扱いについて |
| 提案第 10 号 | 障害者福祉事業の取扱いについて |
| 提案第 11 号 | 高齢者福祉事業の取扱いについて |
| 提案第 12 号 | 児童福祉事業の取扱いについて |
| 提案第 13 号 | 保健・医療事業の取扱いについて |
| 提案第 14 号 | 各種事務事業の取扱いについて |

(2) その他

4 閉 会

さいたま市・岩槻市任意合併協議会における提案事項

第1回任意合併協議会（平成15年7月15日）確認事項

- （1）合併の方式
- （2）議会の議員の定数及び任期の取扱い（合併特例法第6条第2項）

第4回任意合併協議会（平成15年12月25日）提案事項

- （1）一部事務組合等の取扱い（埼玉清掃組合及び埼玉斎場組合）
- （2）行政区の範囲、名称及び事務所の位置
- （3）議会の議員の定数及び任期の取扱い（合併特例法第6条第5項）

第5回任意合併協議会（平成16年1月20日）提案事項

- （1）財産の取扱い
- （2）地方税の取扱い
- （3）一般職の職員の身分の取扱い
- （4）慣行等の取扱い
- （5）ごみ・し尿処理事業の取扱い
- （6）介護保険事業の取扱い
- （7）水道事業の取扱い
- （8）下水道事業の取扱い

第6回任意合併協議会（平成16年2月6日）提案事項

- （1）一部事務組合等の取扱い（埼玉清掃組合及び埼玉斎場組合）
- （2）条例・規則の取扱い
- （3）一部事務組合等の取扱い（埼玉清掃組合及び埼玉斎場組合を除いたもの）
- （4）使用料・手数料等の取扱い
- （5）公共的団体等の取扱い
- （6）補助金・交付金等の取扱い
- （7）国民健康保険事業の取扱い
- （8）消防団の取扱い
- （9）社会福祉事業の取扱い
- （10）障害者福祉事業の取扱い
- （11）高齢者福祉事業の取扱い
- （12）児童福祉事業の取扱い
- （13）保健・医療事業の取扱い
- （14）各種事務事業の取扱い（20件）

今後、提案を予定している事項

- ・合併の期日
- ・農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
- ・行政機関の取扱い
- ・町・字名の取扱い
- ・新市建設計画素案

第 6 回

さいたま市・岩槻市任意合併協議会

提案事項（その 1）

提案第 1 号

埼葛清掃組合と埼葛斎場組合の一部事務組合に関する課題解決の方針について

埼葛清掃組合と埼葛斎場組合の一部事務組合に関する課題解決の方針について別紙のとおり岩槻市から報告があったので、その内容についてさいたま市において検討することを提案する。

平成 16 年 2 月 6 日提案

さいたま市・岩槻市任意合併協議会
会長 兵 藤 釗



総 第 263 号
平成16年2月2日

さいたま市・岩槻市任意合併協議会
会 長 兵 藤 剣 様

岩槻市長 佐藤 征治郎



埼玉葛清掃組合と埼玉葛斎場組合の一部事務組合に関する
課題解決の方針について（報告）

埼玉葛清掃組合と埼玉葛斎場組合の一部事務組合につきましては、近隣の市・町と連携を図りながら、し尿・斎場といった住民に身近な事務を共同処理しているところですが、合併の協議においてはさいたま市及び一部事務組合を組織する市町間での十分な検討が必要であると考えております。

このようなことを踏まえ、平成15年12月25日に開催された第4回さいたま市・岩槻市任意合併協議会において提案された標記の件について、次のとおり報告いたします。

記

(1) 埼玉葛清掃組合について

合併までに関係機関と必要な諸手続きが整うことを前提条件に岩槻市のし尿処理事業は、合併後においても埼玉葛清掃組合又は合併協議が行われている春日部市を含む1市3町の合併による地方公共団体等において継続して行うこととする。

(2) 埼玉葛斎場組合について

合併までに関係機関と必要な諸手続きが整うことを前提条件に岩槻市は、埼玉葛斎場組合を脱退することとする。

なお、合併後2年間に限り、歴史的・地域的係わりのある岩槻市慈恩寺地区の住民が当該組合の斎場を員外利用する場合は、新市の住民の負担と同額を利用者が負担し、利用することができることとする。

提案第2号

条例・規則の取扱いについて

条例・規則の取扱いについて、別紙のとおり提案する。

平成16年2月6日提案

さいたま市・岩槻市任意合併協議会

会長 兵藤 釗

別 紙

条例・規則の取扱い	
総括調整方針	条例及び規則は、さいたま市に統一するものとする。

現 況			
条例及び規則の件数			
区分	両市に共通するもの	さいたま市にあるもの	岩槻市にあるもの
条例	116件	207件	68件
規則	137件	253件	114件
計	253件	460件	182件
条例及び規則の件数は、平成15年10月1日現在のもの			

備 考	<p>(1) 条例及び規則において、両市に共通するもの及びさいたま市にあるものについては、今後の事務調整結果により、所要の改正等が必要となる。</p> <p>(2) 岩槻市にある条例及び規則において、さいたま市として存続させる必要のあるものについては、新たに制定等の手続が必要となる。</p>
-----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

提案第3号

一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合等の取扱いについて、別紙のとおり提案する。

平成16年2月6日提案

さいたま市・岩槻市任意合併協議会

会長 兵藤 釗

一部事務組合等の取扱い	
調整方針	<p>(1) 岩槻市が加入している埼玉県市町村消防災害補償組合及び埼玉県市町村職員退職手当組合は、合併の日の前日をもって脱退するものとする。</p> <p>(2) 両市が加入している埼玉県都市競艇組合及び彩の国さいたま人づくり広域連合は、さいたま市として引き続き加入するものとする。</p> <p>(3) 岩槻市が加入している埼玉県東部広域行政推進協議会は、合併の日の前日をもって脱退するものとする。</p> <p>(4) 岩槻市土地開発公社及び財団法人岩槻市施設管理公社は、それぞれさいたま市土地開発公社及び財団法人さいたま市公立施設管理公社に統合するものとする。</p> <p>(5) 社会福祉法人岩槻市社会福祉協議会及び社団法人岩槻市シルバー人材センターは、それぞれの団体の実情等を考慮しながら、社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会及び社団法人さいたま市シルバー人材センターに統合するものとする。</p> <p>(6) 岩槻市が加入している財団法人埼玉伝統工芸協会などの団体は、さいたま市として加入するものとする。</p>

備 考	<p>埼葛清掃組合及び埼葛斎場組合については、別途に取り扱うものとする。</p>
-----	------------------------------------------

現 況

1 一部事務組合

区 分	共同処理する事務	構成市町村等		
		さいたま市	岩槻市	その他
埼玉県市町村消防 災害補償組合	消防災害補償	-		春日部市、蓮田市など 82市町村
埼玉県市町村職員 退職手当組合	退職手当	-		春日部市、蓮田市など 83市町村及び53一部 事務組合
埼玉葛清掃組合	ごみ処理（収集運搬を除く） （岩槻市を除く） し尿処理（収集運搬を除く）	-		春日部市、庄和町
埼玉葛斎場組合	火葬場、霊柩車、葬祭場	-		春日部市、蓮田市、杉 戸町、白岡町、庄和町
埼玉県都市競艇組合	競艇			春日部市など15市
埼玉県浦和競馬組合	競馬		-	埼玉県
彩の国さいたま 人づくり広域連合	職員の人材の開発、交流及 び確保に関する事務			（埼玉県及び県内の 全市町村）

2 協議会（地方自治法によるもの）

区 分	事務内容	構成市町村		
		さいたま市	岩槻市	その他
埼玉県中央広域行政 推進協議会	広域行政の推進		-	川口市、上尾市など 11市町
埼玉県東部広域行政 推進協議会	広域行政の推進	-		春日部市、庄和町など 8市町

3 公社・事業団等

- （1）さいたま市にあるもの 28団体
 - （2）岩槻市にあるもの 11団体
- （それぞれの一覧は次頁のとおり）

公社・事業団等一覧

(1) さいたま市にあるもの(28)

財団法人埼玉県産業文化センター
財団法人国有財産管理調査センター
さいたま市土呂農住組合
さいたま市土地開発公社
財団法人さいたま市公立施設管理公社
財団法人浦和パーキングセンター
財団法人さいたま市文化振興事業団
社団法人さいたま市社会福祉事業団
財団法人さいたま市心身障害者福祉財団
財団法人さいたま市在宅ケアサービス公社
社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会
社団法人さいたま市シルバー人材センター
財団法人さいたま市浦和地域医療センター
財団法人さいたま市環境衛生事業協会
社団法人さいたま観光コンベンションビューロー
財団法人さいたま市勤労者福祉サービスセンター
埼玉県信用保証協会
財団法人埼玉県労働者信用基金協会
財団法人埼玉県勤労者福祉センター
埼玉県農業信用基金協会
社団法人埼玉県農業振興公社
財団法人さいたま市公園緑地協会
財団法人さいたま市都市整備公社
財団法人さいたま市土地区画整理協会
財団法人埼玉県下水道公社
財団法人リバーフロント整備センター
財団法人さいたま市学校給食協会
さいたま市体育協会

(2) 岩槻市にあるもの(11)

岩槻市土地開発公社
財団法人岩槻市施設管理公社
社会福祉法人岩槻市社会福祉協議会
社団法人岩槻市シルバー人材センター
財団法人埼玉伝統工芸協会
埼玉県信用保証協会
財団法人埼玉県労働者信用基金協会
財団法人埼玉県勤労者福祉センター
埼玉県農業信用基金協会
社団法人埼玉県農業振興公社
財団法人埼玉県下水道公社

提案第4号

使用料・手数料等の取扱いについて

使用料・手数料等の取扱いについて、別紙のとおり提案する。

平成16年2月6日提案

さいたま市・岩槻市任意合併協議会

会長 兵藤 釗

資 料

主な使用料・手数料

区 分	さいたま市	岩槻市
市民プール使用料	(1)さいたま市記念総合体育館 温水プール ア 一般・学生 1人2時間 400円 イ 児童・生徒 1人2時間 200円 (2)三橋総合公園屋内プール ア 一般 1人1回 420円 イ 児童・生徒 1人1回 210円	(1)岩槻市民温水プール(市内 料金) ア 一般 1人1回 400円 イ 65歳以上 1人1回 200円 ウ 児童、生徒又は幼児 1人1回 200円
印鑑登録に関する証明手数料	200円 / 1件	150円 / 1件
住民票又は戸籍の附票の写しの交付手数料	200円 / 1件	150円 / 1件
住民基本台帳カードの交付、再交付又は有効期限内交付手数料	500円 / 1枚	500円 / 1件
納税証明書の交付手数料	200円 / 1枚	150円 / 1件
固定資産課税台帳(土地・家屋課税台帳兼名寄帳)の閲覧手数料	150円 / 1件	150円 / 1件
公図の写しの交付手数料	150円 / 1枚	150円 / 1枚
犬の登録手数料	3,000円 / 1頭	3,000円 / 1頭

提案第5号

公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いについて、別紙のとおり提案する。

平成16年2月6日提案

さいたま市・岩槻市任意合併協議会

会長 兵藤 釗

別 紙

公共的団体等の取扱い	
総括調整方針	公共的団体等は、特別の事情がある場合を除き、各団体の実情を尊重しながらさいたま市に統合するよう調整に努めるものとする。

現 況		
公共的団体等の団体数		
区 分	件 数	備 考
さいたま市にあるもの	172件	
岩槻市にあるもの	90件	

備 考	<p>公共的団体等について</p> <p>商工会議所、農業協同組合等の産業経済団体、社会福祉団体、医師会、自治会等の厚生社会事業団体、婦人会、文化団体、スポーツ団体等の教育文化事業団体など公共的な活動を目的とする団体で、公法人でも私法人でもよく、また法人でないものも含む。</p> <p>社会福祉事業団、シルバー人材センターなど市が出資（出捐）している団体は「公社・事業団等」に区分</p>
-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

提案第6号

補助金・交付金等の取扱いについて

補助金・交付金等の取扱いについて、別紙のとおり提案する。

平成16年2月6日提案

さいたま市・岩槻市任意合併協議会

会長 兵藤 釗

別 紙

補助金・交付金等の取扱い	
総括調整方針	補助金・交付金等は、原則としてさいたま市に統一するものとする。 なお、岩槻市だけの補助金及び交付金等は、実情を考慮し調整するものとする。

現 況		
(1) 補助金・交付金等の件数		
区 分	さいたま市	岩槻市
両市に共通するもの	1 6 1 件	
それぞれの市にあるもの	4 3 5 件	1 8 8 件
計	5 9 6 件	3 4 9 件
補助金・交付金等の件数は、平成 15 年 4 月 1 日現在のもの		

資 料

主な補助金

区 分	さいたま市	岩槻市
自治会連合会（自治会長会）運営補助金	(1)市自治会連合会 交付額 500,000 円 (2)区自治会連合会 均等割：1区 500,000 円 自治会割：10,000 円× 加入自治会数	・交付額 913,000 円
防犯協会補助金	11,972,257 円 (1,050,198 人×11.4 円)	2,786,850 円 (111,474 人×25 円)
交通安全協会補助金	4,500,000 円 (900,000 円×5 署)	1,355,000 円
老人クラブ連合会補助金	9,599,350 円	700,000 円
幼稚園就園奨励金補助金 〔私立幼稚園〕	第1子 56,500～137,700 円 第2子 124,000～180,000 円 第3子 190,000～222,000 円	第1子 9,000～137,700 円 第2子 9,000～180,000 円 第3子 9,000～222,000 円
子ども会育成連絡協議会 (連合子ども会)補助金	2,709,000 円	608,000 円
体育指導委員連絡協議会 補助金	3,000,000 円	292,000 円
レクリエーション協会 補助金	4,865,000 円	1,423,000 円
岩槻市観光ボランティア ガイド会補助金	—————	100,000 円
人形のまち岩槻流しびな 事業補助金	—————	350,000 円
伝統産業育成事業補助金	—————	500,000 円

提案第7号

国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業の取扱いについて、別紙のとおり提案する。

平成16年2月6日提案

さいたま市・岩槻市任意合併協議会

会長 兵藤 釗

別 紙

国民健康保険事業の取扱い	
総括調整方針	国民健康保険事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。

主な項目と調整方針

項 目	調 整 方 針
保険税	さいたま市の制度に統一する。
出産育児一時金給付	現行のとおりとする。
葬祭費給付	現行のとおりとする。
国保人間ドック補助	さいたま市の制度に統一する。
国保健康診査	さいたま市の制度を適用する。
保養施設利用補助	さいたま市の制度に統一する。

現 況																																																	
さいたま市	岩槻市																																																
<p>1 保険税の賦課状況</p> <p>(1) 保険税率(平成14年4月1日施行) ア医療給付分(2方式)</p> <table> <tr> <td>所得割</td> <td>9.1%</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>29,500円</td> </tr> <tr> <td>賦課限度額</td> <td>53万円</td> </tr> </table> <p>イ介護給付金分(2方式)</p> <table> <tr> <td>所得割</td> <td>1.7%</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>7,000円</td> </tr> <tr> <td>賦課限度額</td> <td>7万円</td> </tr> </table> <p>(2) 納期(回数) 6,7,8,9,11,12,1,2月(8回)</p> <p>2 加入者の状況(平成15.11.末現在)</p> <table> <tr> <td>(1) 世帯数</td> <td>177,411世帯</td> </tr> <tr> <td>(2) 被保険者数</td> <td>328,105人 (介護対象含む。)</td> </tr> <tr> <td>(介護対象者)</td> <td>102,919人</td> </tr> </table> <p>3 被保険者証</p> <p>(1) 更新時期 10月1日(1年更新)</p> <p>4 保険給付(国民健康保険法で定められているものを除く。)</p> <table> <tr> <td>(1) 出産育児一時金</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>(2) 葬祭費</td> <td>10万円</td> </tr> </table> <p>5 保健事業</p> <p>(1) 国保人間ドック補助 ア対象者 年齢が満35歳(受検日当日)以上の方 イ補助額 30,000円</p> <p>(2) 国保健康診査 ア対象者 30歳から39歳までの方 イ受診費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本健康診査(無料) ・ がん(胃・大腸・肺)、結核、骨粗しょう症検診(一部有料) 	所得割	9.1%	均等割	29,500円	賦課限度額	53万円	所得割	1.7%	均等割	7,000円	賦課限度額	7万円	(1) 世帯数	177,411世帯	(2) 被保険者数	328,105人 (介護対象含む。)	(介護対象者)	102,919人	(1) 出産育児一時金	30万円	(2) 葬祭費	10万円	<p>1 保険税の賦課状況</p> <p>(1) 保険税率(平成8年4月1日施行) ア医療給付分(4方式)</p> <table> <tr> <td>所得割</td> <td>8.0%</td> </tr> <tr> <td>資産割</td> <td>15.0%</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>16,000円</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>19,000円</td> </tr> <tr> <td>賦課限度額</td> <td>52万円</td> </tr> </table> <p>イ介護給付金分(2方式)</p> <table> <tr> <td>所得割</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>賦課限度額</td> <td>7万円</td> </tr> </table> <p>(2) 納期(回数) 7,8,9,10,11,12,1,2月(8回)</p> <p>2 加入者の状況(平成15.11.末現在)</p> <table> <tr> <td>(1) 世帯数</td> <td>20,948世帯</td> </tr> <tr> <td>(2) 被保険者数</td> <td>42,852人 (介護対象含む。)</td> </tr> <tr> <td>(介護対象者)</td> <td>14,985人</td> </tr> </table> <p>3 被保険者証</p> <p>(1) 更新時期 10月1日(1年更新)</p> <p>4 保険給付(国民健康保険法で定められているものを除く。)</p> <table> <tr> <td>(1) 出産育児一時金</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>(2) 葬祭費</td> <td>10万円</td> </tr> </table> <p>5 保健事業</p> <p>(1) 国保人間ドック補助 ア対象者 満35歳以上で資格1年以上、税完納者 イ補助額 30,970円</p> <p>(2) 国保健康診査 実施していない。</p>	所得割	8.0%	資産割	15.0%	均等割	16,000円	平等割	19,000円	賦課限度額	52万円	所得割	1.0%	均等割	5,000円	賦課限度額	7万円	(1) 世帯数	20,948世帯	(2) 被保険者数	42,852人 (介護対象含む。)	(介護対象者)	14,985人	(1) 出産育児一時金	30万円	(2) 葬祭費	10万円
所得割	9.1%																																																
均等割	29,500円																																																
賦課限度額	53万円																																																
所得割	1.7%																																																
均等割	7,000円																																																
賦課限度額	7万円																																																
(1) 世帯数	177,411世帯																																																
(2) 被保険者数	328,105人 (介護対象含む。)																																																
(介護対象者)	102,919人																																																
(1) 出産育児一時金	30万円																																																
(2) 葬祭費	10万円																																																
所得割	8.0%																																																
資産割	15.0%																																																
均等割	16,000円																																																
平等割	19,000円																																																
賦課限度額	52万円																																																
所得割	1.0%																																																
均等割	5,000円																																																
賦課限度額	7万円																																																
(1) 世帯数	20,948世帯																																																
(2) 被保険者数	42,852人 (介護対象含む。)																																																
(介護対象者)	14,985人																																																
(1) 出産育児一時金	30万円																																																
(2) 葬祭費	10万円																																																

現 況	
さいたま市	岩槻市
(3) 保養施設利用補助 ア補助額（1人につき、年度2泊まで） 1泊につき 大人 3,000円 小人 2,000円	(3) 保養施設利用補助 (保養の家) ア補助額（1人につき、年度2泊まで） 1泊につき 大人 2,000円 小人 1,000円 (海の家) ア補助額（1人につき、年度2泊まで） 1泊につき 大人 2,600円 小人 2,800円 幼児 1,000円 (山の家) ア補助額（1人につき、年度2泊まで） 1泊につき 大人 2,600円 小人 2,800円 幼児 1,500円 (森の校舎) ア補助額（1人につき、年度2泊まで） 1泊につき 大人 1,500円 小人 1,700円 幼児 1,000円

提案第 8 号

消防団の取扱いについて

消防団の取扱いについて、別紙のとおり提案する。

平成 1 6 年 2 月 6 日提案

さいたま市・岩槻市任意合併協議会

会長 兵 藤 釗

別 紙

消防団の取扱い	
総括調整方針	消防団は、さいたま市の制度に統一するものとする。

主な項目と調整方針

項 目	調 整 方 針
消防団員	岩槻市の消防団員は、さいたま市の消防団員として引き継ぐ。
報酬	さいたま市の制度に統一する。
費用弁償	さいたま市の制度に統一する。

現 況														
さいたま市	岩槻市													
<p>消防団</p> <p>(1) 組織及び定数</p> <p>ア 分団数 1 消防団 5 1 分団</p> <p>イ 定員 1,108 人 (実員 996 人)</p> <p>(2) 報酬</p> <p>ア 年額報酬</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 団長 1 1 9,0 0 0 円 ・ 副団長 8 6,0 0 0 円 ・ ブロック長 7 9,0 0 0 円 ・ 副ブロック長 7 2,0 0 0 円 ・ 分団長 6 5,0 0 0 円 ・ 副分団長 5 2,0 0 0 円 ・ 部長 3 9,0 0 0 円 ・ 班長 3 3,0 0 0 円 ・ 団員 3 1,0 0 0 円 <p>イ 費用弁償</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害出場 1 人 1 回 2,1 0 0 円 ・ 諸出勤 1 人 1 回 1,8 0 0 円 <p>(数値は、平成 1 5 年 4 月 1 日現在)</p>	<p>消防団</p> <p>(1) 組織及び定数</p> <p>ア 分団数 1 消防団 1 1 分団</p> <p>イ 定員 224 人 (実員 205 人)</p> <p>(2) 報酬</p> <p>ア 年額報酬</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 団長 1 9 5,0 0 0 円 ・ 副団長 1 5 2,0 0 0 円 ・ 分団長 1 3 3,0 0 0 円 ・ 副分団長 1 1 6,0 0 0 円 ・ 部長 1 0 3,0 0 0 円 ・ 班長 8 6,0 0 0 円 ・ 団員 8 3,0 0 0 円 <p>イ 費用弁償</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災出場 1 分団 放水有 8,000 円 放水無 6,000 円 分団長以上 1 人 1,000 円 ・ 警戒出場 1 分団 3,500 円 ・ 訓練出場 1 分団 年 28,000 円 ・ 機械整備 1 分団 年 14,000 円 ・ 警備、出初 1 人 1,000 円 ・ 会議、研修 分団長以上 1 人 1,100 円 他は 1,000 円 <p>(数値は、平成 1 5 年 4 月 1 日現在)</p>													
<p>《参考》</p> <p style="text-align: center;">常備消防</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 35%;">さいたま市</th> <th style="width: 50%;">岩槻市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>署所数</td> <td>9 消防署 1 2 出張所</td> <td>1 消防署 3 分署</td> </tr> <tr> <td>条例定数</td> <td>1, 1 0 5 人</td> <td>1 6 4 人</td> </tr> <tr> <td>実員数</td> <td>1, 1 0 5 人</td> <td>1 5 0 人</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	さいたま市	岩槻市	署所数	9 消防署 1 2 出張所	1 消防署 3 分署	条例定数	1, 1 0 5 人	1 6 4 人	実員数	1, 1 0 5 人	1 5 0 人
区 分	さいたま市	岩槻市												
署所数	9 消防署 1 2 出張所	1 消防署 3 分署												
条例定数	1, 1 0 5 人	1 6 4 人												
実員数	1, 1 0 5 人	1 5 0 人												